

発議案第 2 号

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の
廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第 1 号)第
14条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

提出者	矢巾町議会議員	小 川 文 子
賛成者	〃	水 本 淳 一
〃	〃	高 橋 恵
〃	〃	横 澤 駿 一
〃	〃	昆 秀 一
〃	〃	谷 上 知 子

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の
廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書

今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障が生じています。学校の働き方改革を進め、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

昭和 46 年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額額の 4 % を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきです。さらに、令和 6 年 4 月には、猶予期間が設けられていた 5 業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われない状態のまま放置されています。

令和 6 年 8 月、中央教育審議会は『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』を文部科学大臣に手交しました。「学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。

よって、国においては、教職員の勤務環境の改善を進め、教職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。

記

- 1 「給特法」を廃止し、労働基準法を完全適用とすること。
- 2 実効性ある学校の働き方改革を進める観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 1 月 2 9 日

内閣総理大臣	石 破	茂	殿
総 務 大 臣	村 上	誠一郎	殿
財 務 大 臣	加 藤	勝 信	殿

文部科学大臣	あ	べ	俊	子	殿
衆議院議長	額	賀	福	志郎	殿
参議院議長	関	口	昌	一	殿
県選出国會議員					
衆議院議員	階			猛	殿
〃	鈴	木	俊	一	殿
〃	小	沢	一	郎	殿
参議院議員	横	沢	高	徳	殿
〃	木	戸口	英	司	殿

岩手県紫波郡矢巾町議会
議長 廣田清実